

東京都不妊検査等助成事業の御案内

1 事業の概要

- 東京都では、子供を望む夫婦が早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始することができるよう、**不妊検査及び一般不妊治療の費用の一部を助成**します。
- 不妊検査及び一般不妊治療に要した費用について、**5万円を上限**として助成します。
※助成回数は夫婦1組につき、1回に限ります。
- **申請には期限があります**。ご注意ください(2ページ参照)。
- 最新の情報はホームページに掲載しております。本冊子から内容が更新されていることもございますので、ホームページも併せてご覧ください。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funinkensa/index.html>



2 助成対象範囲

- 保険医療機関にて行った不妊検査及び一般不妊治療に要した費用(保険薬局における調剤を含みます。)

<例>

	夫	妻
不妊検査	精液検査、内分泌検査、画像検査、精子受精能検査、染色体・遺伝子検査等	超音波検査、内分泌検査、感染症検査、卵管疎通性検査、子宮鏡検査等
	フーナーテスト	
一般不妊治療	待機療法(タイミング指導)、薬物療法、人工授精等	

※特定不妊治療(体外受精及び顕微授精)のための検査及び第三者を介する検査や治療は対象外です。

※入院時食事療養費、差額ベッド代及び文書料など、不妊検査及び一般不妊治療に直接関係のない費用は対象外です。

※保険医療機関とは、保険診療を行う病院・診療所です。

※保険薬局とは、保険診療に基づいて医師の出す処方箋に従い調剤を行う薬局です。

3 対象要件

- 検査開始日に法律婚又は事実婚の関係にあるご夫婦で、次の3つの要件に全て該当する方が対象です。

		要件	備考
1	検査開始日の法律婚の方	検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。	夫婦いずれかが都外在住の場合、申請者は都内在住の方としてください。
	検査開始日の事実婚の方	【事実婚の方】 ①検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが継続して都内に住民登録をしていること。 ②検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないこと。 ③検査開始日から申請日までの間、事実婚の届出をしていること。 住民票の続柄にて事実婚であることが確認できない(「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がない)場合、申立書(任意様式にて作成)によって以下2点を申告していただく必要があります。 (1) 2人が事実婚関係にあること。(2人が別世帯である理由も必須記載) (2) 治療の結果出生した子について認知を行う意向があること。	①～③の要件を全て満たす方が対象です。 申立書の提出により助成の対象となるのは、 <u>令和3年4月1日以降に実施した検査及び治療</u> です。
2		検査開始日における妻の年齢が 40歳未満 であること。	夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日が基準となります。
3		助成対象期間内に保険医療機関において 夫婦ともに 助成対象の検査を受けていること。	夫婦いずれか一方が検査を受けただけでは助成対象となりません。

※申立書の記入例は、東京都福祉局のホームページからダウンロードすることができます。

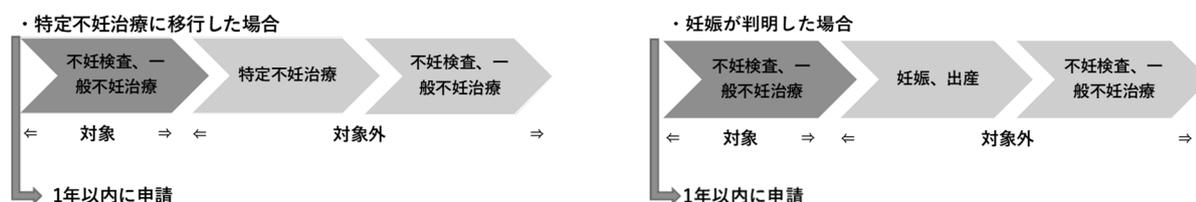
<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funinkensa/gaiyou.files/moushitayesho202211.pdf>

4 助成対象期間

- **検査開始日から1年間**（夫婦それぞれの検査開始日のいずれか早い日から起算）

※例えば、夫が令和5年11月5日、妻が令和5年12月15日にそれぞれ不妊検査を開始した場合は、夫の開始日である令和5年11月5日が夫婦の検査開始日となります。

ただし検査開始日から1年以内であっても、妊娠が判明した場合や特定不妊治療に移行した場合は、その段階で本事業の助成対象期間は終了します。それまでの費用について、期限内に申請をお願いします。



5 申請期限

- **検査開始日から1年以内**

期限の考え方：令和5年11月5日開始の場合、令和6年11月4日までとなります。

なお、不妊検査及び一般不妊治療に1年を要した場合には、1年を経過した日から3か月以内に申請が必要です。ただし、主治医が作成する不妊検査等助成事業受診等証明書（第2号様式）において、1年を超えて継続して診療を受けていることが証明されている場合に限りです。

※例えば、令和5年11月5日に開始し、令和6年11月4日時点で不妊検査及び一般不妊治療を継続中の場合、申請期限は令和7年2月4日（当日消印有効）となります。

申請期限に間に合わない可能性がある場合、**必ず申請期限の前に東京都へ御相談ください。**

なお、いかなる理由があっても申請期限を過ぎた後の対応はいたしかねますので、ご了承ください。

「振込先口座」に関する注意点

- ① 振込先口座は、**申請者名義の口座**を指定してください。
- ② ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合は、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- ③ 様々な理由で振込不能となるケースがあります。確認のため、通帳のコピーの添付にご協力ください。

その他の留意点

- ① 申請書添付書類の発行等に係る手数料及び切手代等郵送に係る費用は、申請者の負担となります。申請には医療機関作成の受診等証明書が必要になりますが、作成には時間や作成料がかかる場合がありますので、詳しくは医療機関にお問い合わせください。
- ② 申請書類に不備や不足があった場合は、確認のため東京都から連絡をすることがあります。
- ③ 助成の可否判断に当たり、検査内容等について医療機関に問合せをすることがあります。
- ④ 他の自治体で助成を受けていた場合、本事業の助成対象とならないことがあります。
- ⑤ 提出いただいた書類は返却できません。事前に必ずコピーをお取りください。

6 必要書類

- 申請には、次の1から4までの書類の提出が必要です。

提出の前に、**11ページのチェックシートを必ず御確認**ください。

	必要書類	備考
1	不妊検査等医療費助成申請書 (原本を提出/コピー不可) (7ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者・配偶者が記入してください。 ・事故防止のため、口座番号等が記載された通帳のコピー添付に御協力ください。
2	不妊検査等助成事業受診等証明書 (原本を提出/コピー不可) (9ページ)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関が記入します。 (夫婦が別の医療機関で検査を受けた場合には、夫婦それぞれの証明書が必要です。) ※作成には文書料がかかる場合がございます。医療機関にお確かめください。 ・本人控としてコピーを取ってください。
3	住民票の写し <u>※検査開始日と申請日時点でお住まいの区市町村が異なる場合は、検査開始日の住所が記載された戸籍の附票の写し(原本)も併せて御提出ください。</u> (原本を提出/コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦それぞれの住所、性別、続柄、生年月日等を確認するための書類です。 ・<u>個人番号(マイナンバー)の記載は不要です。</u> ・申請日から3か月以内に発行されたものに限りです。
4	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) (原本を提出/コピー不可)	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻関係、婚姻日等を確認するための書類です。 ・申請日から3か月以内に発行されたものに限りです。

※領収書の添付は必要ありません。

※1及び2は東京都福祉局ホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/funinkensa/youshiki.html>

7 申請方法

申請は郵送及び電子申請がご利用いただけます。(電子申請については、ホームページをご確認ください。)

送付先住所 | 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎28階
担当部署 | 東京都福祉局 子供・子育て支援部 家庭支援課 検査担当
電話番号 | 03-5321-1111 (都庁代表) 内線 32-674~679

※土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~12:00、13:00~17:00

簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達記録される郵便を推奨します

※配達証明される書類・追跡番号等は、東京都から送付する助成金の承認決定通知書(または不承認決定通知書)の受理まで保管しておくようにお願いします。配達証明される書類(追跡番号等)を紛失した場合や、普通郵便による郵送の場合の不着事故については、責任を負いかねます。

※また、投函日ではなく、**消印日を申請日**として取り扱います。

8 助成金の支給

- 申請を受けてから2か月~3か月後に**承認・不承認の結果を書面にて通知**します。
 ○ 承認決定通知の約1か月後に指定された口座に助成金を振り込みます。

不妊検査等助成事業 Q & A（抜粋）

（全体版は、都のホームページに掲載しています。）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo//kosodate/josei/funinkensa/gaiyou.html>

制度の概要（要件等）	
1	夫婦が別居していて別の道府県（外国を含む）に居住しています。東京都で申請できますか。 法律婚の方で、検査開始日から申請日までの間、夫婦いずれかが都内に継続して住民登録をしていれば申請できます。 ※この場合、事実婚の方は申立書を提出してください。
2	都外の医療機関で検査を受けたのですが、助成の対象になりますか。 保険医療機関であれば、都外の医療機関でも助成の対象となります。

申請書の書き方	
1	申請書（第1号様式）の申請者欄は誰を記入すればよいですか。 検査開始日から申請日までの間、都内に継続して住民登録をしている方であれば、夫婦どちらでも申請者になることはできます。ただし、振込先の口座名義が申請者と同一である必要があります。
2	外国籍なのですが、申請者として通称名を使用することはできますか。 以下の条件を満たしていれば、通称名を使用することができます。 ①住民票の写しに通称名が記載されていること。 ②振込口座の名義が通称名であること。
3	申請書（第1号様式）の年齢はいつ時点の年齢を記入するのですか。 証明書（第2号様式）の「検査開始日」時点の年齢を記入してください。
4	申請書（第1号様式）の日付欄はいつの日付を記入するのですか。 申請書を記入した日で結構です。ただし、東京都での申請日は郵便局の消印日または電子申請日となります。 申請前に、11ページのチェックシートで、提出書類のチェックを行ってください。
5	振込口座にゆうちょ銀行を指定する場合、支店名及び口座番号には何を記入するのですか。 振込専用の漢数字3桁の支店名及び7桁の口座番号を記入してください。不明なときは、ゆうちょ銀行ホームページで調べることができます。
6	申請書に記入した内容に誤りがあった場合、二重線で訂正した上で提出しても問題ありませんか。 問題ありません。

提出書類	
1	夫婦で別々の医療機関で不妊検査を受けました。証明書（第2号様式）の作成はどこに依頼すればよいのですか。 夫婦が不妊検査を受けたそれぞれの医療機関に作成を依頼してください。証明書（第2号様式）は、東京都福祉局ホームページからダウンロードしていただくか、コピーにより対応してください。
2	住民票の写しは申請者と配偶者それぞれに必要とありますが、1枚にまとめて記載されていてもよいですか。 まとめて記載されているもので結構です。申請者及び配偶者の住所、氏名、生年月日及び続柄が記載されているものに限りです。 また、 個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。
3	都内の引っ越しですが、検査開始日と申請日の住所が異なります。この場合、住民票の写しを提出すれば問題ありませんか。 都内であっても区市町村が異なる場合は、検査開始日において都内に住民登録をしていたことが確認できないため、住民票の写しと併せて戸籍の附票の写しの提出が必要です。同一区市町村内であれば、住民票の写しのみの提出で問題ありません。
4	配偶者が海外にいるため、住民票の写しが提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。 海外にいることを証明するため、戸籍の附票の写しを提出してください。
5	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を取り寄せたところ、除籍になっています。婚姻日と配偶者の名前が記載されているので、このまま提出してもよいですか。 除籍後の婚姻関係が確認できないため、新たに編成された戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。
6	夫婦ともに外国籍のため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が提出できません。この場合は、何を提出すればよいですか。 自国で発行された婚姻証明書があれば当該証明書のコピー（翻訳文添付）を提出してください。婚姻証明書がない場合には大使館等で婚姻証明書の代わりとなる書類を発行してもらってください。
7	配偶者が外国籍で、海外に居住しているため、住民票の写しも戸籍の附票の写しも提出できません。この場合は何を提出すればよいですか。 検査開始日から申請日までの間、海外にいることを証明する書類（在勤証明書等（翻訳文添付））又は、海外で生活していることを確認できる書類（公共料金や税金の領収書等）を提出してください。 また、日本在住であっても、大使館勤務や米軍基地勤務で住民登録がない場合には、在勤証明書を提出してください。
8	領収書の添付は必要ですか。 必要ありません。

不妊検査等助成事業 Q & A（抜粋）

申請期限	
1	<p>申請日はいつになりますか。</p> <p>郵便局の消印日または電子申請日を申請日として取り扱います。申請書に記載された日付が3月31日であっても、消印日が4月1日であれば申請日を4月1日として取り扱います。</p>
2	<p>いつまでに申請をしなければなりませんか。</p> <p>夫婦いずれか早い日の検査開始日から起算して、1年以内に申請が必要です。なお、検査開始日から不妊検査及び一般不妊治療に1年を要した場合には、1年を経過した日から起算して3か月以内に申請をすることができます。ただし、証明書（第2号様式）において、1年を超えて診療を受けていることが証明されている場合に限りです。また、検査開始から1年の内に、妊娠が判明したり、特定不妊治療に移行した段階で治療は終了したものとみなします。それまでの費用について期限内に申請してください。</p> <p>【例】 令和5年11月5日に検査を開始し、令和6年11月4日の時点で治療を継続中の場合、申請期限はその3か月後の令和7年2月4日となります。</p>
3	<p>一般不妊治療の継続中に、かかった費用が5万円を超えました。その時点で申請しても良いですか。</p> <p>問題ありません。ただし、入院時食事療養費、差額ベッド代、文書料などは除かれますのでご注意ください。</p>
4	<p>申請書の記入内容等に誤りがあった場合や書類に不備があった場合は、申請が無効になってしまうのですか。</p> <p>申請書類に不備があった場合は、住民票の写しの住所宛てに東京都から封書で書類に不備があった旨連絡します。提出期限（概ね2週間）を定めて必要書類の提出を依頼しますので、速やかに提出してください。期限を過ぎた場合は不承認として取り扱います。</p>

助成金の振込等	
1	<p>申請してから助成金が振り込まれるまでどのくらいかかりますか。</p> <p>書類の不備等がなければ申請書受理日から2か月～3か月で承認決定通知書を発送します。そこから約1か月後に指定口座への振込みを行います。なお、振込完了の連絡・通知等は行っておりませんので、入金通帳記入等により御自身で確認してください。</p>
2	<p>助成を受けた場合、確定申告の医療費控除は受けられますか。</p> <p>医療費控除については所管の税務署にお問い合わせください。</p>

その他	
1	<p>不妊検査等助成事業の全般について知りたいのですが。</p> <p>「東京都不妊検査等助成事業の御案内」又は東京都福祉局ホームページを御確認の上、不明な点がありましたら電話でお問い合わせください。なお、来庁されての相談は、お受けできない場合があります。</p>
2	<p>東京都に提出した証明書（申請書）の写しが必要なのですが、送ってもらえますか。</p> <p>写しの送付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。また、お手元に届くまでには1か月程度を見込んでください。 ①宛先を記入し、必要な額の切手を貼付した返信用封筒（必ず切手を貼ったものをご用意ください。） ②承認決定通知書のコピーに「写しが必要な書類の名称及び理由」をメモしたもの</p>
3	<p>承認決定通知書を紛失してしまいました。再交付してもらえますか。</p> <p>再交付を希望される場合は、以下の書類をお送りください。なお、お手元に届くまでには1か月から2か月程度を見込んでください。 ①宛先を記入し、必要な額の切手を貼付した返信用封筒（必ず切手を貼ったものをご用意ください。） ②「依頼日、再交付の理由、住所及び申請者氏名」を記入した再交付依頼書（様式任意）</p>

事実婚関係	
1	<p>住民票の続柄が「同居人」や「縁故者」では助成の対象になりませんか。</p> <p>申立書の提出があった場合、令和3年4月1日以降の検査及び治療については助成の対象となります。申立書に、事実婚の届出を行っていない（続柄に「夫(未届)」又は「妻(未届)」の記載がない）理由を記載してください。</p>
2	<p>戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）の代わりに独身証明書の提出でも構いませんか。</p> <p>検査開始日から申請日までの間、他に法律上の配偶者がいないことを確認できないため、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）を提出してください。</p>
3	<p>検査開始日には事実婚で、現在は法律上で結婚しています。助成の対象になりますか。</p> <p>検査開始日に事実婚の要件を満たしていることが確認できる場合は、助成の対象となります。</p>

《注意事項》

- ①助成対象期間(検査開始日から1年間)内の診療分について記載してください。
- ②入院時食事療養費、差額ベッド代及び文書料など、不妊検査及び一般不妊治療に直接関係のない費用は対象外のため、記載しないでください。
- ③夫の検査・治療費用を妻の検査・治療費用に含む場合は、その旨を余白等に記載してください。

医療機関証明欄

診療月	夫(氏名)			妻(氏名)		
	保険診療分	自費診療分	計	保険診療分	自費診療分	計
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
年 月分	円	円	円	円	円	円
合計	円			円		

上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日

医療機関の名称

所在地
管理者氏名
電話番号



医療機関コード

		1							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

担当者氏名

薬局証明欄

調剤年月日	領収金額	調剤年月日	領収金額	調剤年月日	領収金額
年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
年 月 日	円	年 月 日	円	年 月 日	円
合計	円				

上記のとおり領収したことを証明します。 年 月 日

薬局の名称

所在地
管理者氏名
電話番号



医療機関コード

		4							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

担当者氏名

東京都不妊検査等医療費助成申請のための提出書類チェックシート

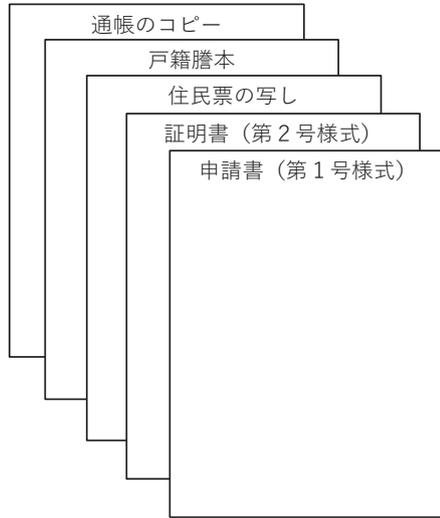
☆提出前に、必ず御確認ください☆

項目	チェック
1 不妊検査等医療費助成申請書（第1号様式）	
申請者・配偶者それぞれ自筆署名をしていますか。	
年齢欄には検査開始日時点の年齢を記入していますか。	
振込先指定口座の名義人は申請者と同一ですか。	
申請期限を過ぎていませんか。 ※申請期限は検査開始の日から1年以内です！ 1年を超えて治療を受けていることが証明されている場合のみ、1年を経過した日から3か月以内に申請できます。	
（振込先指定口座の通帳コピー） 振込先の口座内容（口座番号、口座名義等）がわかる通帳のコピー（通帳がない場合はキャッシュカードのコピー）の添付に御協力ください。 ※A4サイズの用紙にコピーしてください。	
2 不妊検査等助成事業受診等証明書（第2号様式）	
本人控としてコピーを取りましたか（東京都には原本の送付が必要です）。	
検査開始日、診療期間、検査／治療内容、領収金額を確認しましたか。	
検査開始日時点で、法律婚または事実婚の関係にありますか。	
3 住民票の写し ※コピー不可	
申請日から3か月以内に発行されたものですか。	
申請者・配偶者それぞれの氏名や生年月日の記載がありますか。	
続柄で夫婦であることが確認できますか。	
事実婚の場合、「夫（未届）、妻（未届）」などの記載がありますか（記載がない場合は申立書による申告が必要です）。	
戸籍の附票の写しを提出する場合、検査開始日時点の住所の記載がありますか。 ※検査開始日と申請日時点でのお住まいの区市町村が異なる場合、戸籍の附票の写しの提出が必要です。	
4 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ※コピー不可	
申請日から3か月以内に発行されたものですか。	
婚姻日、婚姻関係が確認できますか。	
申請者及び配偶者が除籍になっていませんか。	
事実婚の場合、法律上の配偶者がいないことを確認できますか。	
申立書を合わせて提出する場合、①夫婦が事実婚関係にあること、②別世帯である理由、③治療の結果出生した子について認知を行う意向があることが記載されていますか。	

- チェックが完了したら、不妊検査等医療費助成申請書（第1号様式）の「年 月 日」に日付を記入して提出してください。
- チェックシートを提出する必要はありません。

<書類のまとめ方>

下記の順番を参考にして御提出ください。



なるべく追跡可能な方法（簡易書留や特定記録郵便等）で、**申請期限までに**御郵送ください。
封筒に差出人を記載してください。



令和5年12月発行

登録番号(5)70

発行：東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課